

教育委員会定例会日程

平成30年5月22日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

- | | | |
|-------------------------|------|--------|
| (1) 青少年の体験交流事業等について | (資料1 | 青少年課) |
| (2) 小田原市社会教育委員会議提言書について | (資料2 | 生涯学習課) |
| (3) 給食費の口座引落としについて | (資料3 | 学校安全課) |
| (4) 学校閉庁日の実施について | (資料4 | 教育総務課) |

5 議事

日程第1

議案第 21号

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)

日程第2

議案第 22号

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第3

議案第 23号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第4

議案第 24号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
(教育総務課)

6 その他

7 議事

日程第5

議案第 25号

小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例に関する意見の申出について

【非公開】(生涯学習課・図書館)

日程第6

議案第26号

平成30年6月補正予算に関する意見の申出について

【非公開】(教育部・文化部)

8 閉 会

青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業 「おだわら自然楽校（OOTS）」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

	期 日	場 所	研修プログラム
基礎編	4月14日（土）	小田原市いこいの森	キャンプ入門編
	6月9日（土）	PAA21 ロープスコース （南足柄市）	ゲーム de グループビルド
	7月7日（土）	御幸の浜プール	海遊び入門編
	2月3日（日）	市役所大会議室	Project WILD
特別編	5月19日（土）	小田原市いこいの森	子どもたちが楽しめる野外活動をプロデュースしよう！
	10月7日（日）	横浜市野島青少年 研修センター	海遊び応用編
	11月10日（土）	城山陸上競技場付近	秋の自然観察
	12月8日（土）	未定	冬の山を訪ねよう

(2) 対象・人数 青少年育成、体験活動に携わるかた、また関心のある高校生以上のかた
各回30名（先着順） 研修ごとに募集

(3) 受講料 各プログラム 1,000円/人・回

2 青少年交流事業 「チャレンジ アンド トライ」

各地区子ども会の代表児童（各地区男女1名ずつ、計42人）が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験します。

(1) 期日 7月8日（土）

(2) 場所 小田原アリーナ・サブアリーナ

(3) 内容 体験・交流プログラムほか

(4) 参加募集 小学6年生・42人（男21人/女21人） ※各地区の子ども会から選出

(5) 指導者 小田原市子ども会連絡協議会

3 地域少年リーダー養成講座 「きらめきロビンフード」

子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる“少年リーダー”としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとし

ています。講座は、2泊3日のキャンプ（宿泊研修）を中心とした全4回の年間講座です。

(1) 期日・場所・内容

	期 日	場 所	内 容
第1回	7月1日（日）	市役所	オリエンテーションほか
第2回	8月18日（土） ～20日（月）※2泊3日	いこいの森	キャンプ（野外炊事含む） 自然体験ほか
第3回	10月28日（日）	市役所	記念誌づくりほか
第4回	3月3日（日）	市役所	修了証書授与ほか

(2) 参加募集 小学5・6年生 定員48人

(3) 指導者 小田原市青少年育成推進員協議会、シニア・リーダーズ・クラブ
ジュニア・リーダーズ・クラブ

(4) 参加費 4,000円

4 地域・世代を超えた体験学習 「あれこれ体験 in 片浦」

参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人（指導者）たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるよう、2泊3日の宿泊体験学習を実施します。

なお、この事業は、指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」受講生の実践の場としての性格を併せもっています。

(1) 期日 ①第1回目 7月28日（土）～7月30日（月） ※2泊3日

②第2回目 8月3日（金）～5日（日） ※2泊3日

<同じ内容を異なる日程で2回実施します。>

(2) 場所 片浦小学校及び片浦地域

(3) 内容 仲間作り／野外炊事／キャンプファイヤー／体験型ウォークラリー
食事（テーブルマナー、配膳実習）／夜の集い／ふりかえり（発表）
施設清掃 ほか

(4) 参加募集 小学5・6年生 定員：第1回目60人／第2回目60人 計120人

(5) 指導者 地域・世代を超えた体験学習実行委員会（おだわら自然楽校受講者）

(6) 参加費 9,000円（予定）

上記事業のほか、本年度から地域世代を超えた体験学習事業として、将来の指導者の確保を目的とした、ジュニア・リーダーズ・クラブやシニア・リーダーズ・クラブへの加入促進につながる事業を実施予定

学びのための学校と地域との連携について
～連携のための人材育成～
提言書

平成30年5月

小田原市社会教育委員会議

目次

はじめに	1
1 学校及び地域の現状	1
(1) 学校の現状	
(2) 地域の現状	
2 学校及び地域の課題	2
(1) 学校の課題	
(2) 地域の課題	
3 学校と地域の連携のために必要なもの	3
(1) 共通の目標	
(2) 関係性の構築	
(3) 必要とされる人材	
4 学校と地域の連携のための人材育成.....	4
(1) 顔の見える関係から生まれる、新たな人材との繋がり	
(2) 人材育成のための仕組み	
(3) 人材育成の場、機会の提供	
おわりに	5

参考

- 1 小田原市社会教育委員会議協議経過
- 2 小田原市社会教育委員名簿

はじめに

本市の社会教育施設は、利用者のニーズの変化や施設の老朽化等に伴い、長年に渡ってそのあり方について検討が行われてきた。現在、市において社会教育関連施設を含む、地域の公共施設のあり方について検討が進められている中、社会教育委員会議では、平成26年8月に小田原市教育委員会から「地域における学びの場のあり方について」の諮問を受け、地域における学びの場の充実にに向けた方策を探った。

平成28年7月の答申においては、地域の中で人と人が寄り集まることができる「縁側的な場」や、さまざまな活動ができるような場を、学びの場として確保していくことが必要であること、また、そのような学びの場の充実、永続性を目指していくためには、地域と学校との連携が必要であり、その連携の推進のためには、連携をコーディネートする人材の育成が必要であることを示した。

本提言は、先の答申を受け、学校と地域の現状を踏まえた上で、両者の連携と、そのための人材育成について検討した結果をまとめたものである。

1 学校及び地域の現状

(1) 学校の現状

本市では、これまで、地域を活かした取組として、小田原みかんの収穫や、郷土の偉人・二宮尊徳翁の教えについての学習、梅干し作り体験や干物作り体験等小田原の良さを活かした教育活動と、スクールボランティアなど人的資源を活かした教育に取り組んできた。

また、近年では地域とともにある学校づくりのさらなる推進のため、地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させることができるよう、保護者、地域住民、校長などの委員で構成される学校運営協議会を設置してきた。平成27年度には、保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画できるしくみを備えた学校（コミュニティ・スクール）として初めて市内の一小学校を指定し、平成31年度までに全ての市立小学校に導入を進めるなど、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組んでいる。さらに、放課後児童クラブについてはすでに全校実施済みであるが、放課後の安心・安全な子どもたちの居場所として、現在市内小学校11校で放課後子ども教室を開設しており、コミュニティ・スクール同様平成31年度までの全校設置を目指しているところである。

(2) 地域の現状

国内では、人口の減少、少子高齢化、核家族化、人と人との繋がり希薄化などにより様々な地域の課題が顕在化し始めている。また、地域では従来から分野ごとに活動してきた地域活動団体が、その母体となる自治会の加入者の減少に伴い、担い手が不足し、役員

の高齢化も相まって、地域活動が困難になりつつあることで、地域力の低下が懸念されている。

さらに、市民ニーズの多様化や自治体の財源不足が進むなど、社会や地域を取り巻く環境の変化などを背景に生まれる新たな課題に対しては、行政のみで対応していくことが困難になってきており、持続可能な地域社会を維持していくためには、地域住民と行政との協働の必要性が高まっている。

このような状況の下、本市では、地域内の自治会、地区社会福祉協議会、PTA、子ども会等の地域活動団体のネットワーク化によって相互補完を図る「地域コミュニティ組織」が、平成27年度までに市内26地区すべての自治会連合会区域で設立され、地域の特色を生かしながら、地域の課題解決に向けた取組が進められている。

2 学校及び地域の課題

(1) 学校の課題

平成27年12月の中教審答申においては、これからの学校と地域の目指すべき姿として、地域が学校を支援するという従来の一方向の関係だけではなく、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、お互いに学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民の繋がりを深めることによる学校を核とした地域づくりの活動（地域学校協働活動）の推進が示された。

また前期社会教育委員会議答申においても同様に、将来的な社会教育関連施設の統合・縮小の可能性を視野に入れ、地域における学びの場の確保の重要性と、地域住民にとって身近な学校が地域のまなびの場の中心となるよう、地域と行政が一体となって取り組んでいく必要性について示した。

しかしながら、学校現場では、本来の業務量が年々増えていることに加え、働き方改革等新たな取り組みへの対応も求められており、現状としては、地域と十分に向かい合うための時間的、人的なゆとりがなく、いまだ従来どおりの地域が学校を支援するという一方向の協力が主になっている。一部の地域では、中学校とは地域のイベント時にボランティアの派遣を学校にお願いする等、双方向的な関係ができているが、小学校とはまだそのような関係ができていない状況がみられる等、現状としては地域と学校が協働していると言えるまでには至っておらず、その連携の仕方にも苦慮しているとの声が聞かれた。

また、地域から学校の空きスペースの利用等についての要望があるものの、学校では施設面、セキュリティ面等の問題から、学校内で地域住民が自由に活動できる空間を確保することはまだ難しい状態である。

市全体として公共施設のあり方を検討する中で、学校の改修等の機会を捉えて、積極的に地域における学びの場を確保してもらいたい。

(2) 地域の課題

地域の活動団体における共通の課題として、人材の不足があげられる。それぞれの活動をするボランティア自体の人材不足とともに、地域と学校の連携においては、各ボランティア同士や、活動団体同士、地域と学校をつなぐ役割を持つコーディネーターの人材不足も大きな課題となっている。現場では、一人のコーディネーターが多くの仕事を抱えていたり、ボランティアについても、特定の人物が地域のさまざまな団体の役員や委員を兼任しているなど、ボランティア、コーディネーターともに負担が大きくなっていることも大きな課題となっている。

3 学校と地域の連携のために必要なもの

(1) 共通の目標

学校と地域の連携には、学校と地域相互の理解と協力が必要不可欠である。そのためには、まずは、なぜ連携が必要なのかというところから両者が話し合い、意識を共有し、お互いにとってメリットが生じるような共通の目標を持つことがとても重要である。学校と地域の連携における共通の目標は、子どもの成長である。学校と地域が相互に連携することで、例えば学校にとっては、教員の負担が軽減され子どもとより関われるようになり、地域にとっては、地域の子供も達が健やかに育っていくなど、子どもを通じた具体的なメリットを、みなで共有することが大切である。

(2) 関係性の構築

学校と地域の連携においては、共通の目標に加え、お互いに顔の見える関係性を普段から作っておくことも非常に重要である。それにより、二つの効果が期待できる。

まず一つ目の効果として、信頼関係が生まれる。特に学校は児童生徒の安全確保や、個人情報保護などのセキュリティが最優先であることから、連携の際には、相手が信頼のできる人物であることが大前提である。しかし、学校が多数の地域住民の中から信頼できる人達を常に自ら探し出すことは、極めて難しい。普段からお互いに顔の見える関係を作っておくことで、連携の際の人選等について、地域住民に相談できるような信頼関係が築かれていく。

二つ目の効果として、お互いさまの関係が生まれる。例えば、「地域の人にはいつもお世話になっているから、次は地域の行事に子どもが参加できるよう学校も積極的に協力しよう」など、相互補完的に様々な可能性が広がる。

それら二つの関係性を築くためには、学校と地域コミュニティ組織の話し合い等、普段からお互いに顔を合わせられる機会が密にあることが必要である。

また、学校と地域の連携においては、お互いが対等な立場に立つ関係性も重要である。

先に、学校の課題の中で、その連携のあり方について述べたが、全国的に見ると、学校

と地域の連携には、以下の五つのパターンがある。

- ①学校の授業（正規の教育課程）で地域の人が協力する
- ②正規の教育課程ではない部活動等で地域の人が協力する
- ③校舎校庭等学校環境の整備に地域の人が協力する
- ④学校の空きスペースを地域住民の学習の場とする
- ⑤学校の職員や子どもたちが地域活動の場に出て協力する

どのパターンにも共通して言えることは、学校、地域とも、みなが対等な立場に立たないと、ボランティアやコーディネーターなどの自主的な活動は継続しづらいという点である。学校と地域の連携の形については、それぞれの地域が持つ特徴を踏まえ、5つのパターンのうち、それぞれができることを組み合わせながら、少しずつでも始めることが大切である。

子どもの成長は継続的なものであるため、そのための活動も継続的なものでなくてはならない。対等な関係は一朝一夕に作られるものではなく、普段から双方の顔の見える付き合いから生まれる、信頼関係、お互いさまの関係に基づいて育まれていくものである。

（3）必要とされる人材

学校と地域の連携には、各ボランティアとともに、コーディネーターの役割を担う人材が必要不可欠である。ここで改めて、コーディネーターとしてどのような人材が必要であるかを示したい。地域にはそれぞれの特徴があるため、その地域のニーズに合わせて、幅広い年代の多様な人材が必要である。

資質面としては、学校、地域で活動している既存の団体同士をうまく繋げられるようなコミュニケーション能力を持った人材が必要である。また、前項で論じたとおり、学校と地域の目標を共有できる力を持つ人材及び自分の意見を持ちつつも、相手の顔も立てられる、お互いさまの感覚、柔軟性を持った人材も望まれる。

さらに、ボランティアやコーディネーターが活動を継続していくためには、その活動自体を楽しくする、自分自身が活動を楽しもうという意識をそれぞれが持てるとなるとよい。

4 学校と地域の連携のための人材育成

（1）顔の見える関係から生まれる、新たな人材との繋がり

連携のための人材育成には、顔の見える関係から生まれる、新たな人材とのつながりが欠かせない。活動するもの同士がお互いに面識がないと、参加したい気持ちよりも、ためらいの気持ちが大きくなる。逆に、顔見知りになると、参加する気持ちの方が大きくなり、人がより集まるといことが往々にしてあり、それをきっかけに人の輪、活動が広がっていくなど、顔の見える関係が生み出す良いサイクルを積極的に利用することが重要である。

また、顔の見える関係性を多く作ることで、地域住民同士がお互いに誰が何を得意であるかを把握することができ、新たな人材の発掘、育成にも繋がると考えられる。

(2) 人材育成のための仕組み

新たな人材と繋がり、人の輪を広げていく顔の見える関係性を作る仕組みを考える場合、幅広い年代それぞれに適した育成の仕組みを考えることが有効である。例えば、子どもに対しては、地域のイベントへの積極的な参加を促す等、子どもの頃から地域と関わるようにする仕組みを作ることが、大人になった時の地域参加にも繋がると考えられる。また、例えば子育て中、子育て後の女性に対しては地域活動を一つのキャリアとして就職・仕事復帰に活かせるような仕組みを、また今まで地域に馴染のなかったシニア男性であれば、まずは長期講座で居場所・仲間づくりから始め、徐々に地域活動に繋げていく仕組みなどを整えていくことが考えられる。

このような人材育成のための仕組みを作り、人材が増えていくことが、今活動している個人や団体の後継者不足の解消や、活動している一人一人の負担の軽減につながる。

(3) 人材育成の場、機会の提供

学校と地域の連携のためのボランティア、コーディネーターの人材育成の場においては、人がさまざまなところ、いろいろな場面につながるという広い意味での人材育成という意識が必要である。同時に、人がつながり、地域の人たちが持っている力を引きだし、いろいろなことで十分に活動できる場の整備や機会の提供も重要である。

学校、地域にはそれぞれ既に活動している団体が多く存在しており、それらの団体同士が連携できる場づくりも欠かせない視点である。

また、ボランティアや、コーディネーターとして活動する人たちの活躍の場づくりも重要である。

人材育成の場には、「研修会」や「〇〇講座」のような形式的な場だけではなく、例えば地域の祭りなど、地域の中での活動の場もある。特にコーディネーターにとっては、そのような地域の中で自然に活動することが、よい経験になる。

今後も、行政と地域が一体となって、そのようなさまざまな場や機会を作ることが望ましい。

おわりに

本提言書は、平成28年7月の社会教育委員会議答申「地域における学びの場のあり方について」を受け、学校と地域の現状を踏まえた上で、両者の連携と、そのための人材育成について探った。

学校と地域の連携のために必要なものとして、両者の共通の目標、お互いに顔の見える

関係性、相互に補い合う対等な関係性について示した。また、連携のための人材育成においては、顔の見える関係から生まれる、新たな人材との繋がり大切さと、そのように人と人の輪を広げていく仕組みを作ることの重要性、行政と地域が一体となって、人がつながり、いろいろな活動ができる場や機会を作ることが重要であることを示した。

先に、学校と地域の共通の目標として子どもの成長を挙げたが、そのように子どもの成長を軸としてみなが連携することが、ひいては子どもたちがそれぞれの地域や、小田原に愛着や誇りを持つことにも繋がっていく。連携の際には、大人は、その核である子ども達の思いもくみ取り、また、子どもも大人と一緒に、自分たちの住む地域づくり、まちづくりに参加していくことが望まれる。

なお、ここで示した現状や課題はあくまでも現時点でのものであり、また人材育成のための仕組みについては、現在考えられる一つの例を示した。他にも様々な仕組みがあり、状況によって有効な仕組みは刻々と変わっていく。学校と地域の連携と、そのための人材育成については、今後も引き続き考えて行くべき大きなテーマであるとする。

また、本提言書では、まずは、核となる学校とその学校がある地域という一定のエリア内での連携について検討をした。しかし、学校と地域との連携を考える際には、ある学校とその近隣の地域という限定的な視点のみならず、このような地域や市域を超えた広い繋がりも、忘れてはならない重要な視点である。

本提言書が、本市の第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」に掲げられている「希望と活力あふれる小田原」への一助となり、本市における学びの場のさらなる充実と、持続性を目指すための一つの指針となることを望む。

参考

1. 小田原市社会教育委員会協議経過

	日程	内容
①	平成28年8月30日(火)	社会教育委員の活動及び今後取り組む研究調査テーマについて協議
②	平成28年12月22日(木)	今期の研究調査テーマについて協議
③	平成29年2月14日(火)	今期の研究調査テーマ及び検討方法について協議
④	平成29年5月22日(月)	本市の学校と地域における取組みについて研究
⑤	平成29年8月24日(木)	学校と地域の連携における課題の整理 連携のための人材育成について協議
⑥	平成29年10月27日(金)	提言書骨子案について協議
⑦	平成30年2月8日(木)	提言書素案について協議
⑧	平成30年4月19日(木)	提言書案について協議

2. 小田原市社会教育委員名簿

任期：平成28年8月1日～平成30年7月31日

役職	氏名	区分	備考
議長	木村 秀昭 きむら ひであき	社会教育関係者	小田原市自治会総連合会長
副議長	笹井 宏益 ささい ひろみ	学識経験者	国立教育政策研究所客員研究員 玉川大学学術研究所高等教育開発 センター教授
委員	有賀 かおる ありが かおる	学校教育関係者	公募
〃	角田 よう かくた よう	社会教育関係者	公益財団法人小田原市体育協会副 会長
〃	柏木 良子 かしわぎ ながこ	社会教育関係者	小田原市青少年健全育成連絡 協議会会員
〃	栗畑 寿一朗 くわはた じゅいちろう	学校教育関係者	千代中学校長（H29.4～）
〃	齊藤 ゆか さいとう ゆか	学識経験者	神奈川大学教授
〃	末藤 晃英 すえふじ あきひで	学校教育関係者	下中小学校長（H29.4～）
〃	瀬口 美菜子 せぐち みなこ	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	公募
〃	土橋 俊彦 つちはし としひこ	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	神奈川県小田原児童相談所長 （～H30.3）
〃	長峯 信哉 ながみね しんや	学校教育関係者	酒匂中学校長（～H29.3）
〃	浜田 尚樹 はまだ なおき	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	神奈川県小田原児童相談所長 （～H29.3）
〃	深野 彰 ふかの あきら	学識経験者	小田原市文化振興ビジョン推進 委員会委員
〃	益田 麻衣子 ますだ まいこ	社会教育関係者	小田原市PTA連絡協議会顧問
〃	宮内 守 みやうち まもる	学校教育関係者	桜井小学校長（～H29.3）

※委員は五十音順。敬称略。

※職名は、在任委員は平成30年4月現在、その他は在任当時のもの

学びのための学校と地域との連携について
～連携のための人材育成～
提言書

平成30年5月
小田原市社会教育委員会議

編集・発行 小田原市文化部生涯学習課
〒250-8555
神奈川県小田原市萩窪 300 番地
電話 0465-33-1721

給食費の口座引落としについて

平成30年5月7日、4・5月分第1回目口座引落としを行った。

※城南中、千代中は単独での引落とし実施済みのため除く

■現 状

<1回目引落とし（5月7日時点）の状況>

対象者	口座手続者	納付済者
12,885人	12,687人	11,235人
		納付未済者
		1,452人
	その他（うち未手続者）	
	198人（94人）	

※「その他」の内訳 生活保護利用者、給食不要者、次月より口座引落としをする者、転出者等

4・5月分調定額	納付済額	未済額	納付率
113,517,328円	100,492,028円	13,025,300円	88.53%

※口座手続者の集計

■今後の対応

○口座未手続者（94人）

5月9日 4・5月分未納及び口座手続き勧奨通知送付

5月中旬 電話・訪問等による納付及び口座手続き勧奨以降、手続きが完了するまで同様の対応

○4・5月分1回目口座引落とし納付未済者（1,452人）

5月11日 4・5月分1回目引落とし不能通知送付

5月21日 4・5月分2回目引落とし

5月末 4・5月分2回目引落とし不能通知送付及び電話・訪問等による督促

6月～ 6月分口座引落日に4・5月分未納分を加えて引落とし以降、未納が解消するまで前月の未納処理と同様の対応

夏季休業中の学校閉庁日の実施について

1 趣旨

教職員の日常業務の多忙化の緩和と夏季休業中の休暇取得促進の環境づくりのため、日直を置かず、対外的な業務を行わない日（学校閉庁日）を設ける。

2 期間

毎年、8月13日、14日、15日の3日間とする（この間に土・日曜日が含まれる場合は振替日を設ける。）。

3 対象

市立小学校（併設する3共同調理場を含む。）、中学校、幼稚園

4 閉庁期間中の対応

（1）教育活動

市主催の研修や出張は行わない。各学校・園においても、原則としてすべての教育活動を行わない（部活動を含む。）。

（2）転校等各種手続き

学校での手続きは行わない。

（3）学校開放

原則として土・日曜日と同様に開放する。

（4）放課後児童クラブ（放課後子ども教室）

通常どおり実施する。

5 実施方法

（1）教職員の服務は、休暇については夏季休暇又は年次有給休暇とする（趣旨に沿って教職員はできる限り休暇を取得し、心身のリフレッシュを図る。）。

（2）学校閉庁期間中の緊急連絡については、教育委員会が対応し、必要に応じて校長と連絡をとる。

6 周知方法

児童・生徒の保護者あて通知（夏休みのしおり等）、全戸回覧、学校入口等への掲示、広報おだわら7月1日号、ホームページ、各関係機関等への個別連絡などにより周知を図る。

議案第 21 号

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて、議決を求める。

平成 30 年 5 月 22 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市図書館協議会委員候補者名簿

【候補者】

選 出 区 分	学校教育の関係者
氏 名	石井 智之
住 所	南足柄市狩野
生 年	昭和35年
備 考	小田原市学校図書館協議会（矢作小学校長）
任 命 期 間	平成30年6月1日から平成30年9月30日まで

【前任者】

選 出 区 分	学校教育の関係者
氏 名	松下 俊之

第32期小田原市図書館協議会委員名簿

任期 平成28年10月1日～平成30年9月30日

氏名	役職名	選出区分	備考
いしい ともゆき 石井 智之	小田原市学校図書館協議会会長 小田原市立矢作小学校長	学校教育の関係者	平成30年 6月1日から
おおつか さとみ 大塚 さとみ	小田原市学校図書ボランティア連絡会代表	学校教育の関係者	
◎みやざき じゅんこ ◎宮崎 淳子	小田原の図書館を考える会幹事	社会教育の関係者	
ますだ まいこ 益田 麻衣子	小田原市立白鷗中学校スクールボランティア コーディネーター	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	
○のぐち たけのり ○野口 武悟	専修大学文学部教授	学識経験のある者	
まつもと なおき 松本 直樹	慶応義塾大学文学部准教授	学識経験のある者	
かつまた ゆみこ 勝又 由美子	公募	市民	
ふかだ たかおみ 深田 崇臣	公募	市民	

◎ … 委員長、○ … 副委員長

(敬称略)

※ 石井委員は、松下委員に代わり任命

議案第 22 号

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 30 年 5 月 22 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（公印）」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の一部改正に伴い所用の整備を行うため改正する。

[内 容]

文書の施行確認のために原議と契印する手続を廃止することとする。（第19条関係）

[適 用]

平成30年6月1日

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）（抄）

改正後	改正前
<p><u>（公印）</u> 第19条（略） 2（略）</p>	<p><u>（公印及び契印）</u> 第19条（略） 2（略） 3 <u>文書は、施行の確認をするため、原議と契印しなければならない。ただし、一時に同一文書を多量に発送する場合又は公印を省略してある文書に限り、契印を省略することができる。</u></p>

議案第 23 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 30 年 5 月 22 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第29条関係）

第
号

小田原市立

小学校長

印

年
月
日

右の者は小学校の課程を卒業したことを証する



年 氏
月
日 生
名

卒
業
証
書

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部改正に伴い所用の整備を行うため改正する。

[内 容]

様式第27号の割印を削除する。（第29号関係）

[適 用]

平成30年6月1日

参考資料

旧様式

校
印

卒業証書

年 月 日
(氏名)

右の者は小学校の課程を卒業したことを証する

年 月 日

割印

小田原市立 小学校長

印

第 号

新様式

卒業証書



氏名
年 月 日 生

右の者は小学校の課程を卒業したことを証する

年 月 日

小田原市立 小学校長

印

第 号

議案第 24 号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議決
を求める。

平成 30 年 5 月 22 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第16条関係）

第
号

小田原市立
幼稚園長

印

年
月
日

右の者は幼稚園の課程を修了したことを証する



年 氏
月
日生 名

修
了
証
書

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部改正に伴い所用の整備を行うため改正する。

[内 容]

様式第4号の割印を削除する。（第16号関係）

[適 用]

平成30年6月1日

参考資料

旧様式

園
印

修
了
証
書

年 月 日生
(氏 名)

右の者は幼稚園の課程を修了したことを証する

年 月 日

割
印

小田原市立 幼稚園長

印

第 号

新様式



右の者は幼稚園の課程を修了したことを証する

年 月 日

修 了 証 書

年 氏
月
日生
名

第 号

小田原市立 幼稚園長

